

議案第 33 号

土地改良事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

土地改良事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のよう
に定めるものとする。

令和 8 年 8 月 24 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、土地改良事業の換地処分に伴い、関係条例を整理
する必要があるからである。

土地改良事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例

(愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例及び愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「愛西市新右エ門新田町江向8番地」を「愛西市新右エ門新田町江向20番地」に改める。

(1) 愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例(平成17年愛西市条例第97号)別表立田北部子育て支援センターの項

(2) 愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例(平成27年愛西市条例第4号)別表第1立田北部児童クラブの項

(愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例(平成17年愛西市条例第123号)の一部を次のように改正する。

別表第1鵜戸東八反割地区排水施設の項中「愛西市雀ヶ森町八反割39番地」を「愛西市雀ヶ森町八反割99番地」に改める。

附 則

この条例は、立田村土地改良区が施行する土地改良事業に係る立田地区鵜戸川工区の土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行する。